

別表（第二十七条の七関係）
屋外広告物等に関する許可手数料

区分		単位	手数料
貼り紙		一〇〇枚（一〇〇枚未満の端数は、一〇〇枚とみなす。）	三〇〇円
貼り札等	許可期間が三〇日以内のもの	一枚	一五〇円
	許可期間が三〇日を超えるもの	一枚	三〇〇円
立看板等	許可期間が三〇日以内のもの	一件	三〇〇円
	許可期間が三〇日を超えるもの	一件	六〇〇円
広告旗		一件	三〇〇円
電柱広告 街灯柱広告		一件	四五〇円
広告板 広告塔 掲出物件	表示面積（掲出物件にあつては、表示可能面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル未満のもの 一個		三〇〇円
	表示面積が一平方メートル以上三平方メートル未満のもの 一個		五五〇円
	表示面積が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの 一個		八〇〇円
	表示面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの 一個		一、五〇〇円
	表示面積が一〇平方メートル以上二〇平方メートル未満のもの 一個		三、〇〇〇円
	表示面積が二〇平方メートル以上のもの 一個		六、〇〇〇円に二〇平方メートルを超える部分が五平方メートルに達するごとに八〇〇円を加算した額
アーチ		一基	三、〇〇〇円
アドバルン		一個	八〇〇円
広告網 横断幕		一張	三〇〇円
その他のもの		一個	三〇〇円

- 備考 一 広告板又は広告塔の表示及び掲出物件の設置の許可申請が同時にされた場合は、それらを一件とみなし、手数料については高額のものによる。
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の期間が一年を超えるものの手数は、次の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、十円未満の端数があるときは、当該端数は十円に切り上げる。
- イ 許可の期間が一年を超え二年以下のもの 手数料の額に一・九を乗じた額
- ロ 許可の期間が二年を超えるもの 手数料の額に二・八を乗じた額
- 三 広告板又は広告塔には、ネオンサインその他電飾設備を有するもの及び板塀、壁等に直接書き込むものを含む。

全部改正〔昭和57年条例11号〕、一部改正〔平成元年条例16号・9年12号・17年77号・24年32号〕